

令和4年12月27日  
福岡市教育委員会

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

### ○ 福岡県迷惑行為防止条例違反等について

1 職 員 城南区 市立中学校 教諭 (20代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処 分 事 由

当該職員は、令和3年10月21日(木)及び同月25日(月)の朝、福岡市中央区のコンビニエンスストアで、同年12月12日(日)の夜、福岡市南区のドラッグストアで、女性店員に対して卑わいな言動をした。また、令和4年2月6日(日)及び3月6日(日)、勤務校の部室に正当な理由なく侵入した。

卑わいな言動について、令和4年10月24日(月)に福岡県迷惑行為防止条例違反(卑わいな行為等の禁止)の容疑で、侵入について、同月27日(木)に建造物侵入罪の容疑で、福岡県警察に逮捕された。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「口頭訓戒」を行った。

#### 【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山、サービス指導係長 赤木  
電話：711-4813 (内線：3664)